贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報でガジン

4 2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

事業承継の事例から読み解く成功させるためにやるべきこと

P3 暮らしとお金の教養講座

これから資産運用をはじめる方へ押さえておきたい金融商品の基本

P4 相続・贈与の基礎知識

結婚・子育て資金の一括贈与で 1,000万円までが非課税に!

数字で見る相続

企業の後継者不在率 過去最低の53.9%

帝国データバンクが公表した『全国「後継者不在率」動向調査(2023年)』によると、2023年の後継者不在率は前年比で開始3.3ポイント低下し、2011年の調査開始以降、過去最低の53.9%でした。6年連続で前年の水準を下回り、企業の後継者問題は改善傾向にあります。

また、事業承継における先代経営者との関係性 (就任経緯別)では、血縁関係にない役員や社員 の登用による内部昇格の割合が35.5%と、同族承 継を上回り初めてトップとなり、M&Aによる第三 者承継も増え、脱ファミリー化が進んでいます。

しかし、後継者問題に対する経営者の認識は高まってきていますが、承継者のミスマッチなどの課題により事業承継が円滑に進まないケースも発生しています。今後は後継者の育成や承継後のサポートの充実がより重要になるでしょう。

◆ 資産安心コラム ◆

事業承継の事例から読み解く成功させるためにやるべきこと

事業承継とは、会社の経営を後継者に引き継ぐことです。この成否は会社の存続に大きく 影響するため、近年では次世代への承継が重要な経営課題になっています。今回は、事業 承継の主な手法、事業承継の失敗事例と成功させるための対策について説明します。

事業承継の3つの手法 親族内承継、従業員承継、M&A

事業の継続にあたり、経営者はいずれかのタイミングで自身の会社や事業を後継者に引き継ぐ必要があります。したがって、どのように後継者を確保し、事業を継続していくのかが重要です。事業承継の手法は、引き継ぎ先によって、『親族内事業承継』と『従業員事業承継』、『M&Aによる事業承継』とに大別され、それぞれの手法には、次のようなメリットとデメリットがあります。

①親族内事業承継

現在の経営者の親族に引き継ぐ方法です。この 方法は、後継者を早期から育成する期間を確保し やすいため、経営に必要な経験を積むことができ るというメリットがあります。一方、デメリット として後継者にその気がない、経営者の資質がな いなど、親族内に後継者としてふさわしい人材が 見つからない場合もあります。

②従業員事業承継

親族以外の従業員に引き継ぐ方法で、社内で有能な人材を見極めることができ、後継者に適した人材の選択の幅が広がるというメリットがあります。一方、デメリットとしては、個人保証の引き継ぎについて債権者である金融機関から承認を得られにくいケースがあることがあげられます。

③M&Aによる事業承継

株式や事業の譲渡により社外の第三者へ引き継ぐ方法です。親族や従業員に後継者がいなくても 事業を引き継ぐことができ、また有償の譲渡により会社や事業の価値に応じた売却益が得られるというメリットがあります。一方、ネットワークがなければ承継に適した相手を探すのに難航することもあるというデメリットがあります。

事業承継の失敗事例から学ぶ 失敗の要因と成功させる秘訣

事業承継は、必ずしもうまくいくとは限りません。親族トラブルや派閥争いにより後継者が経営権を行使できない、経営者が誰にも相談しないで事業承継を進めた、承継後も経営の実権を渡さないなどの要因で、失敗したケースがあります。 具体的な事例を紹介しましょう。

①準備不足のケース

経営者が病気になり、急遽代表権を役員の弟に譲ったが、弟も健康に不安を抱え適切な経営判断ができない状況に。親族に後継者がおらず、会社の存続が困難になった。

②親族トラブルのケース

経営者が引退時に、後継者の長男と、経営に関与していない次男に株式を譲渡。会社の経営方針の重要な株主総会決議に、次男が賛成しないことで、円滑な会社運営が困難となり、結果として、会社は業績不振に陥った。

これらの事例を元に対策を考えてみましょう。 まず、経営者が体調を崩してからでは思うよう に話を進めることができません。健康なうちから 準備を始めたほうがよいでしょう。

また、社内派閥トラブルや相続トラブルが予想 されるようであれば、事前に対応策を考えておき ましょう。あらかじめ後継者へ株式を集中させて おくことで、経営に関するトラブルを未然に防ぐ ことができる場合もあります。

親族や社内に適切な後継者がいない場合、近年では有力な選択肢としてM&Aによる事業承継も注目されています。会社の経営状態やご本人の体調などが安定しているうちに、事業承継の成功に向けて万全の準備をしておきましょう。

◆ 暮らしとお金の教養講座 ◆

これから資産運用を始める方へ押さえておきたい金融商品の基本

将来必要な資金を蓄えるための方法の一つに、金融商品による資産運用があります。ただし、運用によるリターンだけではなくリスクもあるため、その選択に迷う人もいるでしょう。今回は、金融商品を選択するポイントや主な金融商品の特徴について説明します。

金融商品を選択する三つの視点①安全性②収益性③流動性

金融商品には、身近な預貯金のほかにも、株式、 債券、投資信託などさまざまな種類があります。 金融商品で資産運用する場合は、これらのなかか ら自分に合った商品を選ぶことになります。その 際、それぞれの商品の特徴を知っておかなければ、 適切な選択をすることはむずかしいでしょう。

そこで金融商品に求められる『安全性』『収益性』『流動性』という三つの要素について、まずは理解することが大切です。

- ①安全性:その商品に充てた資金が目減りし、予 想外の損失をする可能性がないか
- ②収益性:その商品で資産運用することによってより高い利益を期待できるか
- ③流動性:必要になったときに自由に現金へ換えられるか

これら三つの要素のすべてが優れている金融商品はありません。安全性と流動性は両立することがありますが、安全性と収益性、収益性と流動性は両立することがむずかしい関係といわれています。

そして、金融商品を選ぶときには、この三つの 要素のうち、どれを重視するかを決めることが大 切です。たとえば、短期的に必要になる資金を準 備する場合は、通常は収益性より安全性を重視す るでしょう。しかし、長期的に備える場合であれ ば、安全性よりも収益性を重視することも考えら れます。このように、自分の目的や計画などに応 じて、安全性、収益性、流動性の視点から、金融 商品を比較して選択することをおすすめします。

次に、主な金融商品である株式、債券(国債や 社債など)、投資信託、預貯金について、その特 徴やリスクなどを簡単に紹介していきます。

安全性は預貯金と債券が高く 収益性は株式と投資信託が高い

『株式』の特徴は、安全性は低いですが、大きな収益性が期待できることです。株価上昇による譲渡益が得られる場合や、配当金や株主優待を受けられる場合もあります。逆に値下がりするリスクはありますが、10万円以下でも購入可能な銘柄があるのは利点といえます。

『債券』の特徴は、収益性もあり、安全性も高いことです。満期時に元本またはあらかじめ約束した金額を、また保有期間中は預貯金より高い利率で利子を受け取ることができます。ただし、満期前に売却すると価格が下がるリスクがあり、個人向け国債には中途換金について条件があります。投資金額の目安として、たとえば個人向け国債なら1万円から購入可能です。

『投資信託』は、株式や債券などの組み合わせによって安全性や収益性が異なる商品があり、複数の投資家から集めた資金を投資の専門家が運用します。特徴は、組み入れられている株式などが値下がりするリスクはありますが、分散投資により商品の価格変動リスクが軽減されることです。積立投資の場合は数百円から購入可能です。

最後に、『預貯金』の特徴は、収益性が低く安全性と流動性が高いことです。預入先の金融機関による元本保証(元本1,000万円とその利息まで)があり、利子も受け取ることができます。ただし、預金金利が物価上昇率より低い場合は、預貯金の実質価値が目減りするリスクがあります。

金融商品による資産運用を始める場合には、各商品の特徴を理解したうえで、投資の目的や投資金額、リスク許容度に照らして、自分に合った金融商品を選ぶことが大切です。

◆ 相続・贈与の基礎知識 ◆

結婚・子育て資金の一括贈与で 1,000万円までが非課税に!

暦年贈与や相続時精算課税制度以外にも、贈与の非課税特例があります。親や祖父母などが 結婚・子育てを目的とする資金を一括で子や孫に贈与した場合、一定額を非課税にすること ができます。今回は、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度について紹介します。

結婚・子育て資金 一括贈与の非課税制度とは?

2025年3月31日までの間に、親や祖父母など直 系尊属から結婚や子育てのために、子や孫などに 一括で贈与された資金について、一定の要件を満 たす場合に1,000万円(結婚は上限300万円)まで 贈与税が非課税になります。受贈者は18歳以上50 歳未満の子や孫などで、金銭等を取得した日の属 する前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000 万円以下であることが要件です。資金の範囲は、 結婚は、挙式や婚礼費用が、子育ては、不妊治療 や分娩費、保育料などが対象となります。

親や祖父母が金融機関などと資金管理契約を締結し、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、 子や孫などの専用口座に一括で贈与資金(非課税 拠出額)を入金します。その時点では贈与税は課 税されず、結婚や子育てに資金を使用したことを 証明する領収書などを提出することで、非課税で 資金を引き出すことができます。領収書等の提出 には、期限が定められているので、注意が必要です。

資金管理契約の終了事由と 残額がある場合の計算について

資金管理契約は、①受贈者が50歳に達した場合、②口座残高が 0、かつその口座に係る契約について終了の合意があった場合、③受贈者が死亡した場合、に終了します。①または②の事由で契約が終了した場合、非課税拠出額から結婚・子育てのために支出した額を控除した残額が、終了日の属する年の受贈者の贈与税の課税価格に算入されます(③の場合は非算入)。その結果、基礎控除額を超えた場合などに、贈与税が課税されます。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡時点の管理残額を、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされます。また、受贈者が贈与者の子以外の場合には、管理残額のうち2021年4月1日以後に取得した金銭等に対応する部分は、相続税額の2割加算の適用があります。

契約の終了に伴い、贈与税や相続税がかかることがあります。また、契約は原則、取り消せないので、専門家へ相談することをお勧めします。